

特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)(案)



- 本資料は、協議会で協議している特別区制度(案)について、市民の皆さんのご理解を深め、ご意見いただくことを目的に作成しました。
- 今後、協議会で特別区設置協定書を取りまとめ、大阪府・大阪市の両議会で審議のうえ承認されれば、大阪府市を再編して広域機能を一元化し、特別区を設置することについて、市民の皆さんに最終的にご判断いただく住民投票が実施されます。

2020(令和2)年4月

大都市制度(特別区設置)協議会

(事務局:大阪府・大阪市副首都推進局)

もくじ

特別区制度(案)について	2
住民投票までの流れ	2
なぜ、特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)が必要なのか	3
特別区制度(案)のポイント	9
特別区制度(案)の全体像	11

【1】特別区制度(案)の概要

① 特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数	14
② 地域自治区・区役所・地域協議会	15
③ 町の名称	16
④ 特別区と大阪府の事務の分担	17
⑤ 税源の配分、財政の調整	19
⑥ 大阪市の財産・債務の取扱い	21
⑦ 職員の移管(特別区・大阪府への職員配置)	22
⑧ 一部事務組合等	23
⑨ 大阪府・特別区協議会(仮称)	23
⑩ 特別区の設置に伴うコスト	24
⑪ 特別区の設置の日	24

【2】特別区の概要

I 淀川区	26
II 北区	27
III 中央区	28
IV 天王寺区	29

【3】特別区の財政シミュレーション

特別区の財政シミュレーション	31
----------------	----

【4】参考資料

特別区の設置による経済効果	34
皆さんからよくある質問にお答えします	35
用語説明	37

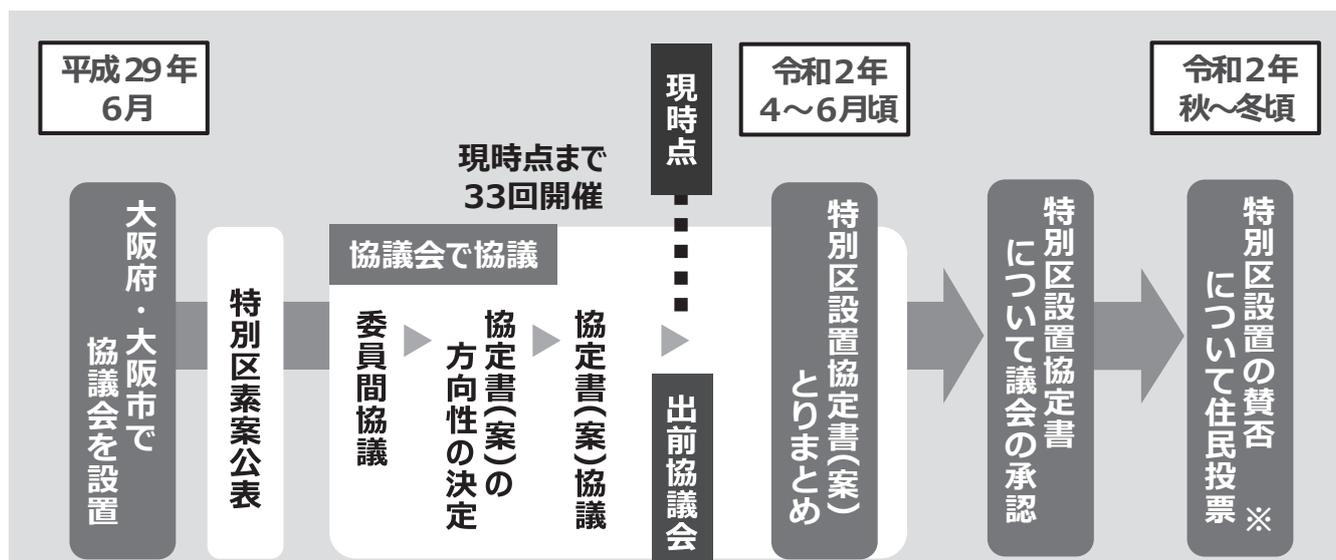
特別区制度(案)について

- 大阪府・大阪市では、大阪の成長と豊かな住民生活を実現することをめざし、大阪にふさわしい新たな大都市制度の具体的な制度設計を行うため、本協議会を設置し、特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)について検討を進めてきました。
- 協議会は、これまで計33回開催しており、昨年12月には「特別区設置協定書(案)の作成に向けた基本的方向性」を決定し、制度設計についての大枠が固まったところ です。
- 本資料は、
 - ・特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)の必要性や意義
 - ・大阪がさらに成長し、豊かな住民生活を実現できる制度設計であることをできる限り分かりやすくまとめ、市民の皆さまのご理解を深め、ご意見いただくことを目的に作成しました。
- 市民の皆さまが将来の大阪を考えるうえで、本資料をご活用いただきますよう、よろしく お願い申し上げます。

大都市制度(特別区設置)協議会
会長 今井 豊

住民投票までの流れ

※ 第27回協議会 会長提出資料をもとに作成



※ 住民投票により、**有効投票総数の過半数が賛成となれば、現在の大阪市をなくして、住民に選ばれた区長・区議会を置く基礎自治体として4つの特別区が設置されます。**

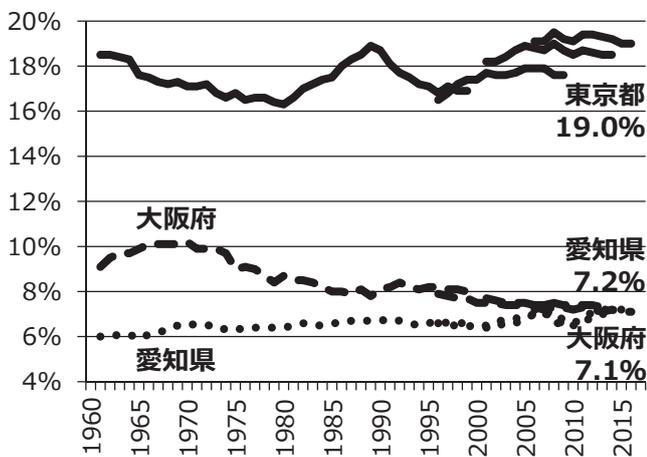
※ 住民投票の際に、大阪市主催の住民説明会が行われます。

なぜ、特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)が必要なのか

大阪は何が課題なの？

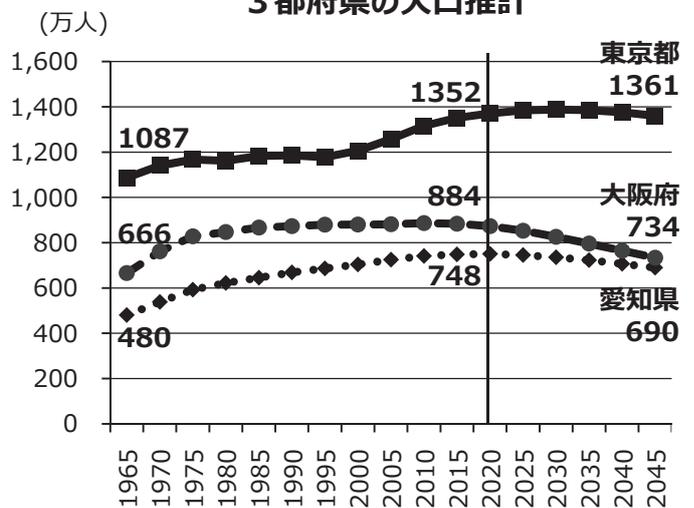
- 東京一極集中が一貫して進んでおり、経済活動の全国シェアの低下や所得・税収の伸び悩みなど、長期にわたって低落傾向が続いてきました。
- また、人口減少・超高齢社会は、3大都市圏の中でもいち早く到来する見込みです。
※ 生産年齢人口比率(15～64歳)は最も低く、高齢者人口比率(65歳以上)は最も高い。

3都府県の域内総生産(全国シェア)



※ 内閣府「県民経済計算」より副首都推進局作成。
※ 折れ線グラフは左から、1980年基準、1990年基準、2000年基準、2005年基準、2011年基準を表記。

3都府県の人口推計



※ 国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口」(2018年推計)

近年、知事・市長の連携が進むことで成長の流れが生まれていますが・・・

- ・ 生産年齢人口が減少
- ・ 大阪の成長がなければ、
税収の確保が困難

- ・ 社会環境の変化により
地域コミュニティが弱体化
- ・ 地域課題は複雑多様化

- ・ 高齢化等により、
社会保障経費は増加

課題解決のために、なぜ役所の仕組みを変える必要があるの？

- 大阪が抱える課題解決のため、大阪が成長し、豊かな住民生活が実現できる大都市の仕組みが必要



- 現在の政令指定都市制度には、課題があることも指摘

大阪では



- 現在は、大阪府・大阪市で連携できているが、制度的には担保がない
- 地域ニーズが多様化する中、人口270万人に1人の市長では対応に限界

成長の果実を住民に還元



成長を支える

政令指定都市の課題

二重行政の解消

住民自治の拡充

2013(平成25)年 第30次地方制度調査会答申

新たな大都市制度 特別区制度(いわゆる「大阪都構想」) でめざすもの

広域機能を大阪府に一元化し、二重行政を制度的に解消

- ▶ 首長と議会がそれぞれ一元化され、意思決定がスピーディーに
- ▶ 司令塔機能が統合され、成長戦略や、都市インフラ整備などの組織を整え、大阪トータルの視点で強かに推進

大阪のさらなる成長を実現

大阪市を4つの特別区に再編し、住民自治を拡充

- ▶ 住民に選ばれた特別区長、区議会が、住民に身近なサービスに専念
- ▶ 現在より身近な地域で、必要な財源と職員を確保し、地域ニーズに応じた住民サービスを提供

住民に身近なサービスを充実

「副首都・大阪」を確立して、
豊かな住民生活を実現

なぜ、広域機能一元化で大阪が成長するのか

現状・課題

かつての大阪府・大阪市

- 「大阪市は市域内」「大阪府は市域外」という役割分担が固定化
- 「府市合わせ(不幸せ)」と揶揄されるような連携不足等が発生

- ・大阪トータルの視点に立った都市経営ができず、二重行政が発生
- ・大阪市をまたぐ広域交通インフラ整備の遅れなど

大阪市

《広域機能》

- ・成長戦略
- ・産業振興
- ・観光集客
- ・広域交通 など

大阪府

《広域機能》

- ・成長戦略
- ・産業振興
- ・観光集客
- ・広域交通 など

連携が不十分

連携が進む

現在の大阪府・大阪市

- 知事と市長の方針が一致することで、大阪府・大阪市の協議・連携が進み、二重行政の解消が一定進む

2025大阪・関西万博



(資料提供:経済産業省)

類似施策等の統合

研究機関等の統合 (2017年)
大阪産業局の設立 (2019年)
公立大学統合 (2022年目標)

地方法人関係税の増加

大阪府・大阪市合計
[2011年] [2018年]
4980億円 → 7330億円

外国人観光客の増加

大阪観光局の設立(2013年)
[2011年] [2018年]
大阪 157万人 → 1142万人
(7年で7倍に)
全国 622万人 → 3119万人

〈近年の大阪府・大阪市の連携の成果(例)〉

※日本政府観光局「訪日外客数調査」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」より作成

めざすもの

広域機能一元化後

- 広域機能を大阪府へ一元化し、知事と市長が代わっても都市機能の整備を強力に推進できる制度として確立
- 都市インフラの整備などに重点投資、大阪の成長を加速
(成長戦略、広域交通網、都市拠点形成など)
- 大阪全体の安全・安心を確保

大阪の成長をスピードアップ！

成長の司令塔を知事に一本化

〔広域機能をより大きい範囲で最適化〕

都市インフラの整備などを迅速かつ強力に推進

大阪の主な動き(構想段階等を含む)

※ 副首都ビジョンをもとに作成

リニア中央新幹線
大阪開業

北陸新幹線
大阪開業

2030年度 なにわ筋線開業

2025年
大阪・関西万博

統合型リゾート
(IR)

2024年度 うめきた2期先行まちびらき

2023年度 新名神高速道路全線供用

2021年度 大阪中之島美術館開館

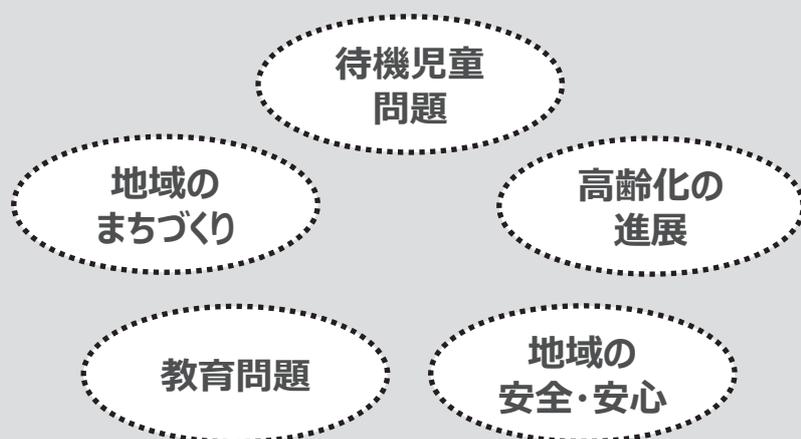
2020年 来阪外国人旅行者数の目標値：1300万人

新たな大都市制度 特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)

なぜ、特別区設置で住民に身近なサービスが充実するのか

現状・課題

- 人口270万人の大阪市では、1人の市長が地域ニーズを把握するなどのきめ細かい対応に限界
- 24行政区長の権限拡充など、市民に身近なところで基礎自治を行うための取組みを推進しているが、予算編成、条例提案等は市長の権限



課題

- ・子育て支援、保健・福祉、教育、まちの魅力向上、防災・防犯など、基礎自治の事務は増大
- ・より地域の実情や特性、住民ニーズに応じたきめ細やかな施策展開が求められている

現状

- ・大阪市では、敬老パス、塾代助成、こども医療費助成の拡充、国に先駆けて実施した幼児教育無償化など、特色ある住民サービスを実施
- ・区政においては、区長を区シティ・マネージャーと位置づけ、基礎自治に関する権限を一定拡充
- ・公募区長が就任し、窓口サービスの改善や、放置自転車対策といった各区の地域実情や特性に応じた特色ある事業を展開

現在



1人の市長が
大阪市全体の状況
を踏まえて判断

地域によって
様々なニーズ
があります

めざすもの

- 住民に身近な特別区(人口60万～75万人)に再編し、より身近なところで地域ニーズを把握
- 住民に選ばれた区長・区議会のもと、地域ニーズに応じた住民サービスを実施(各特別区で予算編成、条例を定めるなど)

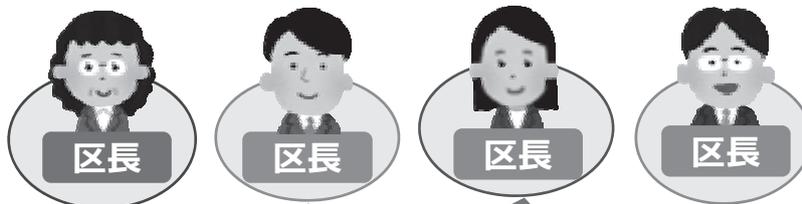
身近なことは、身近で決める！

住民に選ばれた区長・区議会

〔基礎自治をより小さい範囲
で最適化〕

▶ 地域の実情に
応じた住民
サービスを展開

特別区設置後



4人の特別区長が身近なところで
それぞれ地域ニーズを踏まえて判断

・保育所・子育て支援 ・学校運営・サポート体制
・健康・福祉サービス ・地域の安全対策 など

現在の住民サービスを
適切に提供できるよう財源を配分

住民サービスの最適化

新たな大都市制度

特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)

特別区制度(案)のポイント ～広域機能一元化による大阪の成長～

① 特別区と大阪府で役割分担を徹底し、二重行政を制度的に解消

- ・ 広域機能を大阪府に一元化することで二重行政を制度的に解消します。
- ・ 大阪全体の成長や安全・安心などの事務は大阪府が、住民に身近な事務は特別区が実施します。

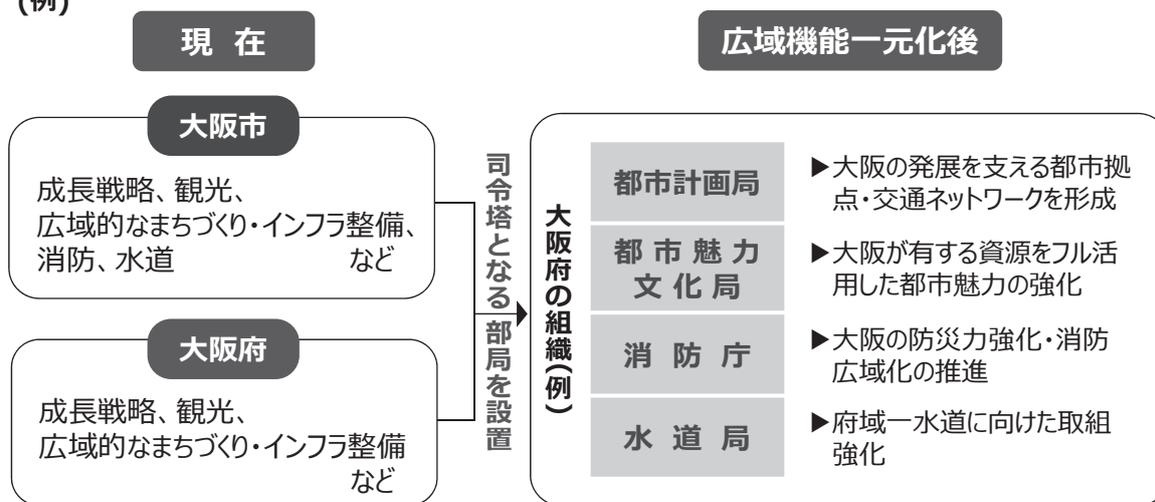
② 大阪トータルの視点に立って都市経営

- ・ 役割分担に応じて、大阪市の広域的な事務に必要な人員、財源を大阪府へ移転します。

※ 大阪府に移転される財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割の事務に使います。

- ・ 大阪府において各分野の司令塔となる組織を構築し、“大阪全体”の成長、安全・安心を強力に推進します。

(例)



③ 意思決定のスピード化

- ・ 現在の知事・市長の協議・連携から、司令塔が知事に一本化するため、事業実施までの意思決定がよりスピーディーになります。
- ・ 議会の議論も、大阪府議会と大阪市会それぞれで行われていたものが、大阪府議会に一元化され、意思決定が行われます。

特別区制度(案)のポイント ～住民に身近なサービスの充実～

① 大阪の特別区は東京の特別区より幅広く住民に身近な事務を実施

- ・ 4つの特別区において、住民に選ばれた区長が住民に身近なサービスに専念します。きめ細かい住民ニーズ・住民の声に迅速・的確に対応します。
- ・ 特別区の事務は、中核市並みを基本とします。
(児童相談所の設置、認定こども園の認可なども実施します。)

② 大阪府が実施してきた特色ある住民サービス※は維持 特別区の設置から10年間は、特別区への財源配分をより充実

※ 敬老パス、塾代助成、こども医療費助成など

- ・ 特別区の設置の際、特別区と大阪府へ適正に事務を引き継ぎ、大阪府が実施してきた特色ある住民サービスは維持します。
- ・ 現在の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担に応じて財源を配分し、特別区間の財政格差を是正します。
- ・ 特別区の設置から10年間は、各年度20億円を特別加算するなど、特別区への財源配分を充実し、住民サービスをより安定的に提供できるようにします。

③ 現在の区役所で窓口サービスなどを引き続き実施

- ・ 現在の区役所で、窓口サービス(各種証明交付・申請受付)、保健福祉センターや地域活動支援などを引き続き実施し、利便性を維持します。
- ・ 区役所は現在の名称のままとします。

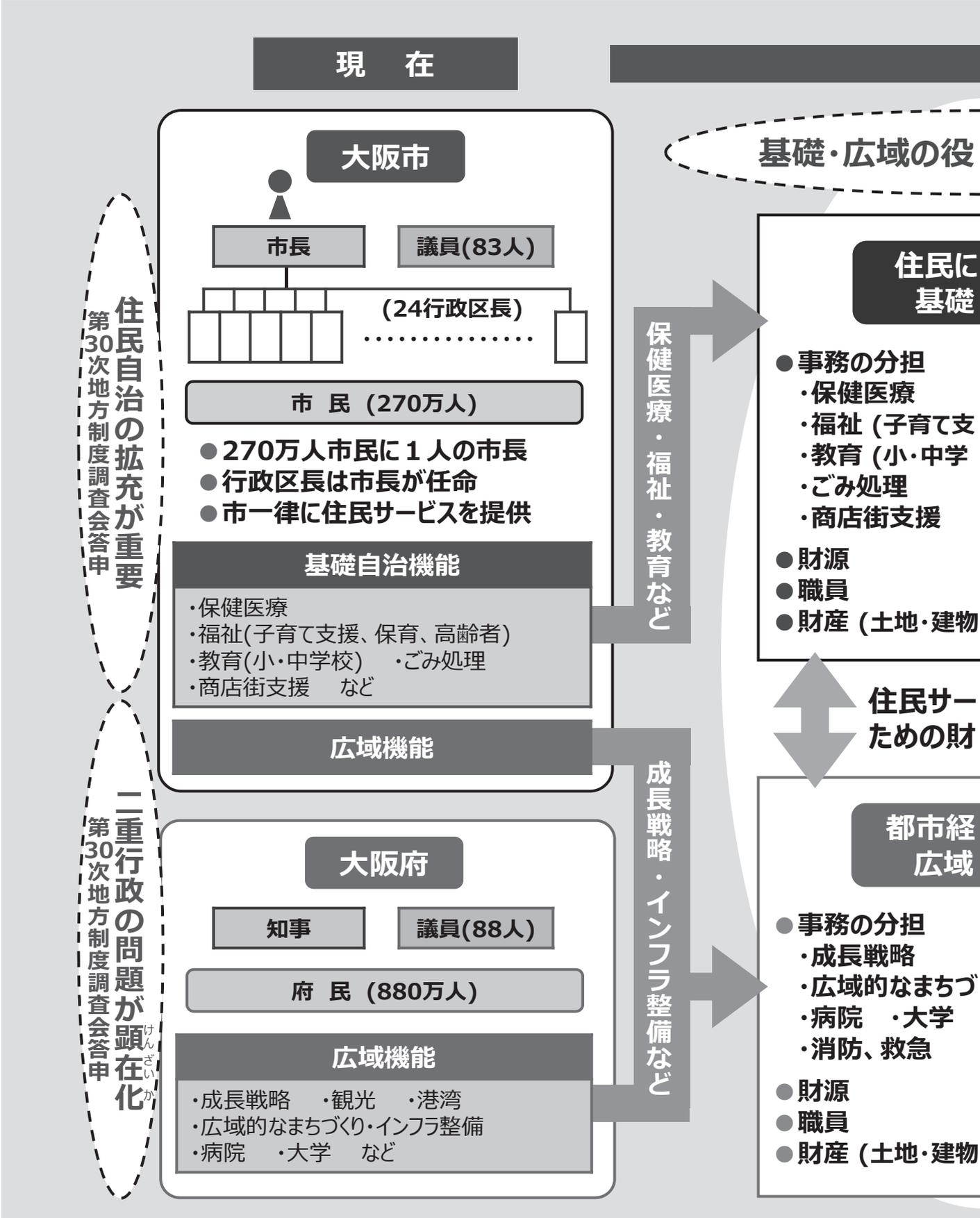
④ 区数は財政基盤の安定化に配慮して4区 区割りは各特別区の財政・人口の均衡等を考慮

- ・ 区割りでは、財政の均衡化、人口の格差、歴史的な経緯、鉄道網・商業集積などを考慮しています。
- ・ 各特別区における都市の拠点のバランスに配慮しています。

⑤ 特別区の設置まで十分な準備期間を確保

- ・ 特別区の設置の日は2025(令和7)年1月1日とし、住民サービスが支障なく特別区へ引き継がれ、確実に提供されるようにします。

特別区制度(案)の全体像 ～広域機能一元化・特別区設置～



住民自治の拡充が重要
第30次地方制度調査会答申

二重行政の問題が顕在化
第30次地方制度調査会答申

- 現在の大阪市(広域+基礎)と大阪府(広域)を再編し、役割分担を徹底します。
- 大阪市をなくして4つの特別区を設置し、住民自治を拡充します。
- 広域機能を大阪府へ一元化し、成長を加速するとともに、制度的に二重行政を解消します。

特別区設置後
(2025(令和7)年1月1日～)

4つの特別区

淀川区	北区	中央区	天王寺区
区長 議員 18人	区長 議員 23人	区長 議員 23人	区長 議員 19人
区民 (60万人)	区民 (75万人)	区民 (71万人)	区民 (64万人)

一部事務組合

- 60～75万人の住民に身近な基礎自治体
- 住民が区長、区議会議員を選出
- 4区ごとに地域の実情やニーズに応じた住民サービスを提供
- 24区役所で窓口サービス等を引き続き実施

大阪府

知事

議員(88人)

府民(880万人)

- 広域機能の一元化
〔例：産業(成長分野の企業支援等)
広域インフラ(広域交通網、港湾等)〕
- 大阪全体の成長、都市の発展
- 大阪全体の安全・安心の確保

割分担の徹底

身近な自治体

援、保育、高齢者)校)

など

等) など

ビスを維持する源の確保・調整

営を担う自治体

・観光 ・港湾
くり・インフラ整備

など

等) など

4つの特別区へ

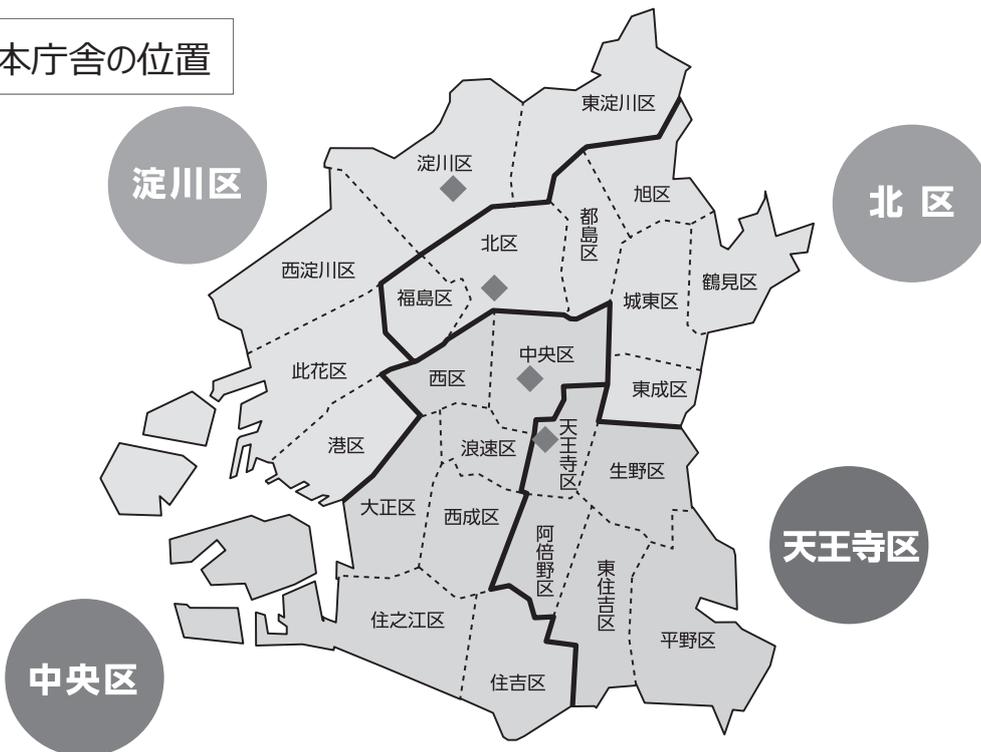
大阪府へ

【1】特別区制度(案)の概要

① 特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数

- 区の名称は「方角・位置」「地勢等」をもとに、親しみ分かりやすいものになっています。
- 区数は財政基盤の安定化に配慮して4区とし、区割りは各特別区の財政の均衡化、人口の格差などを考慮しています。
- 議員定数は、4区全体は現在の大阪市と同数とし、各特別区の定数は行政区ごとの定数をもとに算定しています。

◆ 本庁舎の位置



名称	区域(現行政区)	本庁舎の位置	特別区議会議員の定数	議員の報酬
淀川区	此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区	現 淀川区役所	18人	現行報酬 (減額後)
北区	北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区	現 大阪市本庁舎 (中之島庁舎)	23人	
中央区	中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区	現 中央区役所	23人	
天王寺区	天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区	現 天王寺区役所	19人	

② 地域自治区・区役所・地域協議会

- 現在の24区単位で地域自治区を設置し、地域コミュニティを維持します。
- 現在の区役所(地域自治区の事務所)で窓口サービス、保健福祉センター、地域活動支援などを引き続き実施し、利便性を維持します。
- 区役所は現在の名称のままとします。
- 各地域自治区に地域協議会を設置し、地域住民の意見を区政に反映します。

現在

大阪市



区役所

引き続き
実施します

● 窓口サービス

(各種証明交付・申請受付)

● 保健福祉センター

● 地域活動支援、地域防災

特別区設置後

淀川区

北区

中央区

天王寺区



区役所

※ 各地域自治区の名称は、○○地域自治区とし、○○は現在の行政区名が残ります。

※ 特別区の主たる事務所は、区役所と区別するため、△△区本庁舎と呼びます。
(淀川区本庁舎、北区本庁舎、中央区本庁舎、天王寺区本庁舎と呼びます。)

- 現在の区役所出張所等でも窓口サービスなどを引き続き実施します。

③ 町の名称

- 現在の行政区の名称は、地域の歴史等を踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民にとって愛着があるため、取扱ルール(案)をもとに、住民の意見を聴きます。
- 特別区の設置の日までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定めます。

取扱ルール(案)

原則

新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間、現在の行政区名を挿入します。

	市区名	行政区名	町名	街区符号	住居番号
変更前	大阪市	□□区	○○町×丁目	×番	×号
変更後	△△区	-	□□○○町×丁目	×番	×号

例外

次の場合は、現在の行政区名を挿入しません。

- (例外 1) ① 特別区名と同一となる現在の淀川区・北区・中央区・天王寺区
② 方位と混同されやすい西区

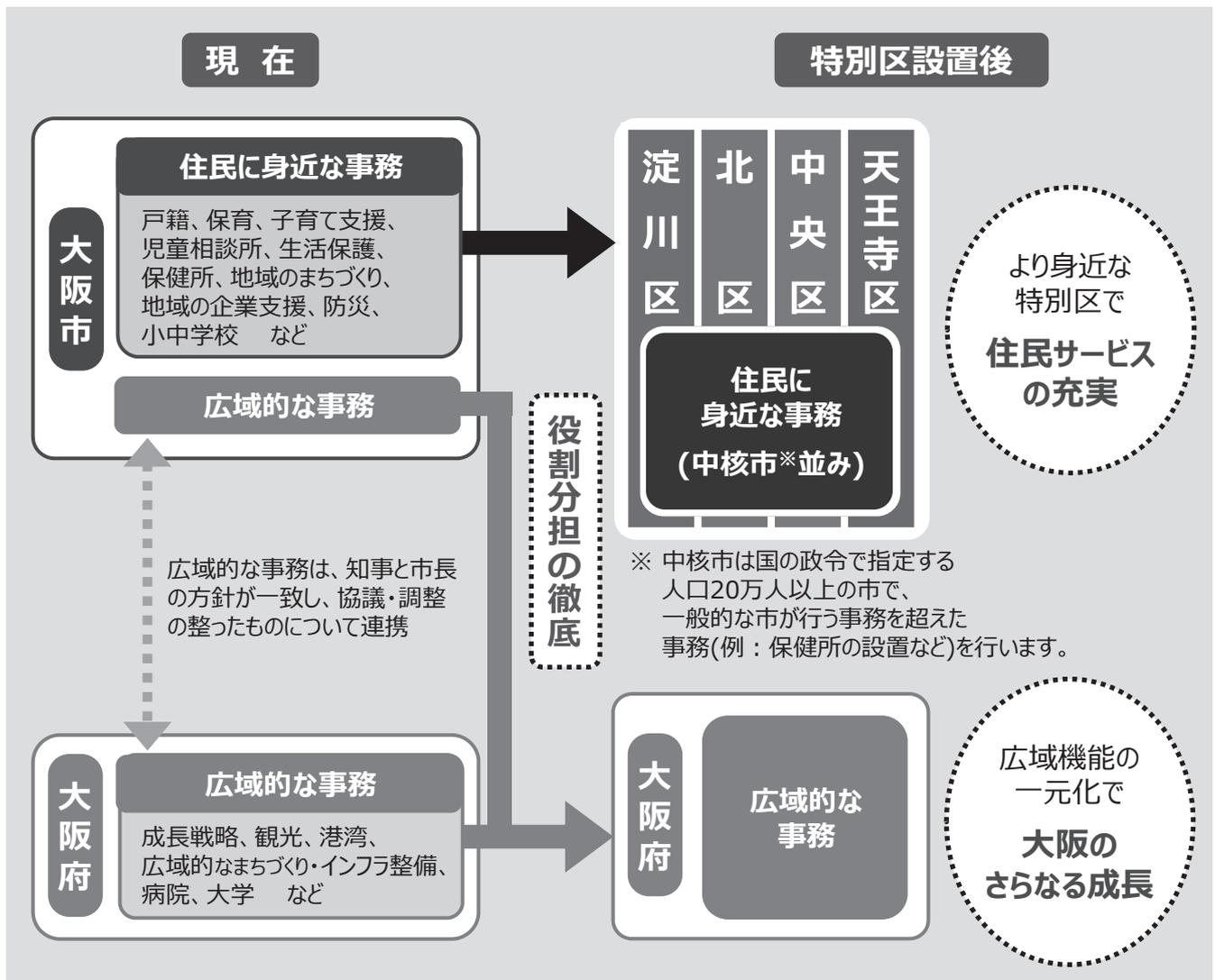
現在の町名	取扱ルール(案)の原則では	例外適用後の町名
① 北区 池田町	・北区 北池田町	・北区 池田町
② 西区 九条	・中央区 西九条	・中央区 九条

- (例外 2) ③ 行政区名と町名が連続する場合
④ 漢字表記が連続する場合

現在の町名	取扱ルール(案)の原則では	例外適用後の町名
③ 住之江区 住之江	・中央区 住之江住之江	・中央区 住之江
④ 港区 港晴	・淀川区 港港晴	・淀川区 港晴

④ 特別区と大阪府の事務の分担

- 特別区と大阪府で役割分担を徹底し、二重行政を制度的に解消します。
- 大阪の特別区は東京の特別区より幅広く住民に身近な事務を実施します。
- 特別区設置の際、大阪市が実施してきた特色ある住民サービス(敬老パス、塾代助成、こども医療費助成など)は維持します。



- 特別区と大阪府で右ページの表のとおり役割分担を明確にしています。
- 児童相談所は全ての特別区に設置します。
- 事務の承継にあたっては、現在の住民サービスを低下させないよう、特別区と大阪府へ適正に事務を引き継ぎます。
- 特色ある住民サービスについては、特別区設置の日以後も、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するように努めます。

特別区と大阪府の主な事務の内容

住民に身近な事務		
特別区	淀川区 住民生活 戸籍 住民基本台帳 印鑑登録 パスポート交付 地域振興 地域のスポーツ施設	
	北区 福祉・健康 保育 子育て支援 児童相談所 生活保護 高齢者福祉 障がい者福祉 保健所・保健センター	
	中央区 まちづくり 地域のまちづくり (景観地区、地区計画(大規模な再開発等促進区などを除く)など) 区道 地域の公園 区営住宅	
	天王寺区 産業 地域の企業支援(商店街など)	防災 防災
	環境 環境監視 ごみ収集	教育 幼稚園 小学校 中学校

大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務		
既存の事務	救急医療対策 市町村への支援・連絡調整 職業能力開発 警察 など	
大阪府 府に一元化	都市経営 成長戦略 グランドデザイン・大阪	都市魅力 観光 博物館 美術館
	まちづくり 広域的なまちづくり(都市再生特別地区、用途地域など) 広域的な交通基盤整備(鉄道、高速道路、国道・府道、空港など) 大規模な公園(大阪城公園、天王寺公園、鶴見緑地など) 港湾 下水道	
	産業 成長分野の企業支援 卸売市場	
	健康 病院 精神保健福祉センター	教育 高等学校 大学
市から移管	消防 水道	

⑤ 税源の配分、財政の調整

- 現在の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担に応じて財源を配分します。
- 各特別区には、各区の収支不均衡^{きんごう ぜせい}を是正できるよう、財源を配分します。
- 特別区の設置から10年間は、特別区の財源配分をより充実します。

✓ 税源の配分とは、税金の種類ごとに特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることです。

✓ 財政の調整とは、事務に必要な財源を特別区と大阪府に分けるとともに、各特別区に配るときには特別区ごとで収入に大きな差が出ないように調整することです。

税源の配分

【特別区税】 個人市民税、市たばこ税、軽自動車税 など

【大阪府税】 法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税 など

財政調整の基本的な考え方

① 特別区と大阪府の事務分担に応じた財源の配分

- 特別区と大阪府の事務分担に応じた財源配分を基本としますが、住民サービスをより安定的に提供できるよう、次のとおり措置します。
 - ・ 特別区の設置から10年間は、特別区に対して追加的な財源(各年度20億円)を配分します。
 - ・ 特別区の設置の日までに大阪市立の高校の移管が行われた場合、その影響額^{かんあん}を勘案した財源(各年度17億円)を特別区に対して配分します。

② 特別区間における税源偏在^{へんざい}による収支の不均衡^{きんごう ぜせい}の是正 大阪の実情を踏まえた仕組みづくり

- 特別区間の税源や行政需要(生活保護費^{へんざい}など)の偏在による収支不均衡^{きんごう ぜせい}を是正できるよう、各特別区に財源を配分します。

③ 透明性の高い財政調整制度の運用

- 財源の配分は、大阪府に特別会計(専用の会計)を設け、透明性を確保します。
- 大阪府に配分される財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割の事務に使われていることを公表します。

事務分担に応じた財源配分

〈事務分担〉

〈財源配分〉

特別区

住民に
身近な事務

〔子育て支援
や福祉など〕

2,503事務

所要財源
約6,500億円

大阪府

広域的な事務

〔成長戦略
や港湾など〕

428事務

所要財源
約2,000億円

● 自主財源
約2,500億円

● 目的税交付金
約400億円

● 財政調整交付金※
約3,600億円

※ 特別区ごとに収入に
大きな差が出ない
ように配分

● 財政調整財源
(大阪府分)
約1,000億円

● 目的税
(大阪府分)
約400億円

● 大阪府に
移転する財源
約600億円

大阪市の財源の流れ (特別区設置後)

各特別区が徴収、収入

個人市民税、市たばこ税、軽自動車税、
地方譲与税 など
約2,500億円

大阪府が徴収、収入

(大阪府の特別会計で管理)

財政調整財源

法人市民税、
固定資産税、
地方交付税相当額
(市町村算定分)※
など

目的税

都市計画税、
事業所税

計 約5,400億円

特別区へ配分

大阪府へ配分

地方財政制度により大阪府に移転

地方譲与税、宝くじ収益金 など
約600億円

※ 地方交付税相当額(市町村算定分)
は、大阪府の一般会計を通じて、
特別会計で管理します。

※ 金額は2016(平成28)年度一般会計決算ベース(一般財源)

⑥ 大阪市の財産・債務の取扱い

- 特別区や大阪府が、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、事務分担などを踏まえて財産・債務を承継します。
- 株式、基金等の財産は、特別区への承継を基本とし、大阪府が処理する事務に密接不可分なものに限って大阪府が承継します。
- 発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し、償還します。
(償還費用は特別区と大阪府が財政調整財源等で負担します。)

住民サービスに必要な財産の取扱い

財産の承継先		主なもの
特別区等	財産の所在特別区	幼稚園、小・中学校、保健所、市営住宅、市道、住民に身近な公園などの土地・建物・工作物、これらに付随する備品・事務機器 など
	一部事務組合	中央体育館、斎場 など
大阪府		府道、大規模な公園、国際見本市会場(インテックス大阪)等の土地・建物・工作物、これらに付随する備品・事務機器 など

株式や基金等の取扱い

財産の承継先	財産区分	主なもの
特別区	株式等	関西電力(株)株式、大阪市高速電気軌道(株)株式、財団法人への出資・出捐 など
	債権	災害援護貸付金、大阪外環状線(株)貸付金 など
	基金	大阪市教育振興基金、大阪市社会福祉振興基金 など
大阪府	株式等	港湾、空港、高速道路事業に関連する株式・出資金 など
	債権	大学、港湾、空港、高速道路事業に関する貸付金 など
	基金	公債費償還基金 など

※ 大阪府が承継する財産は、事業が終了した後、その取扱いについて特別区へ引き継ぐことを基本に大阪府・特別区協議会(仮称)で協議します。

- 財産の承継イメージ

大阪市 11兆4,960億円	→ 特別区等	7兆9,688億円 (69.3%)
	→ 大阪府	3兆5,272億円 (30.7%)

※ 金額は平成30年度末時点の土地・建物・工作物、物品、株式・出資、債権、基金・現金

⑦ 職員の移管(特別区・大阪府への職員配置)

- 特別区と大阪府の事務分担に応じて必要な職員を配置します。
- 特別区長と知事の人員マネジメントのもと、それぞれの機能をフルに発揮できる最適な組織体制をめざします。

平成28年度職員数

大阪市
約25,770人

内 訳

● 市長部局等
約13,100人

● 消防
約3,490人

● ごみ収集、保育所、
水道、学校園 等
約9,190人

移
管

特別区設置後

特別区等 約16,380人

淀川区
約2,420人

北区
約2,790人

中央区
約3,110人

天王寺区
約2,620人

ごみ収集、保育所、幼稚園、小・中学校、その他
約5,010人

● 一部事務組合 約420人

大阪府 約9,270人

● 知事部局等 約1,720人

● 消防 約3,490人

● 水道、高校、その他 約4,070人

※ 技能労務職の退職不補充による減員と特別区の設置に伴う増員があるため、平成28年度と特別区設置後の職員数は一致しません。また、端数処理の影響で、合計数等において一致しない場合があります。

※ 交通(約5,810人)は2018(平成30)年4月に民営化したため、除いています。

● 特別区

近隣中核市※を参考に各特別区の人口規模を考慮したうえで、中核市権限を上回る事務や大阪市の特性(生活保護受給世帯数が多いことなど)を反映し、地域ニーズに応じた身近なサービスを提供できる効果的・効率的な体制を整備します。

※ 豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、尼崎市、西宮市

● 大阪府

大阪の成長、安全・安心の確保をめざし、関係機関を巻き込んで強力かつ適切に施策を推進していくための司令塔機能を担う広域自治体として、全国トップクラスのスリムな組織体制を維持しつつ、一元化する広域機能を最大限発揮できる体制を整備します。

⑧ 一部事務組合等

- 特別区が担う事務は、各特別区において実施することが原則です。
- 公平性や効率性、専門性が特に必要な事務については、一部事務組合等により特別区が共同して行います。

✓ 一部事務組合とは、複数の地方公共団体が、事務を共同して処理するために設ける団体のことです。

一部事務組合で実施する事務

- ・ 介護保険事業 ・ 民間の児童養護施設等の所管(設置認可、指導、助成等を含む)
- ・ システム管理 ・ 施設管理(障がい者スポーツセンター、中央体育館、泉南メモリアルパーク など)
- ・ 財産管理(売却予定地の管理・処分 など)

※ 現在、大阪市が構成団体となっている一部事務組合等については、引き続き特別区が構成団体となって事務を行います。(水防事務組合、環境施設組合など)

⑨ 大阪府・特別区協議会(仮称)

- 特別区と大阪府、特別区相互の間の連絡調整を図るために設置します。

大阪府・特別区協議会(仮称)のすがた

構成メンバー	淀川区長 北区長 中央区長 天王寺区長 大阪府知事	協議事項	① 特別区と大阪府の事務に必要な財源の配分に関すること ② 財産・債務に関すること ③ 特別区と大阪府の事務の分担に関すること など
---------------	---------------------------------------	-------------	---

- 東京の都区協議会を発展・充実させ、特別区の考えがより反映される「特別区重視」の仕組みを構築します。
- 合意による運営を基本としますが、協議が不調となった場合には、第三者機関(学識経験者、弁護士等)が双方の意見を聴いたうえで調停を行う仕組みを整えます。

⑩ 特別区の設置に伴うコスト

- 特別区庁舎は既存庁舎を活用するなど、設置に伴うコストをできる限り抑えています。

コストの試算(特別区分と大阪府分の合計)

項目	金額(億円)
システム改修経費	182
庁舎整備経費	46
移転経費、街区表示変更経費等	13
イニシャルコスト 合計	241
システム運用経費等	30
ランニングコスト 合計	30

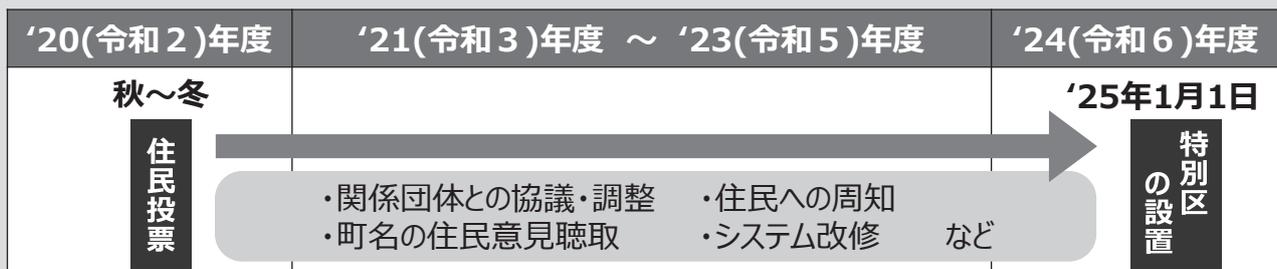
※ 一定の条件を設定して試算したものであり、社会経済情勢により変動する可能性があります。

- 特別区の庁舎について、区域内の既存庁舎を活用してもなお執務室の不足が生じる特別区(淀川区、天王寺区)は、不足分について現大阪市本庁舎(中之島庁舎)を活用します。なお、特別区の設置に際して新たな庁舎の建設は行いませんが、将来的な庁舎のあり方について、特別区長・区議会を拘束するものではありません。

⑪ 特別区の設置の日

- 特別区の設置は2025(令和7)年1月1日とし、十分な準備期間を確保しています。

設置準備(イメージ)



【2】特別区の概要

I 淀川区



区域(現行政区)

此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区

人口(H27国勢調査)

595,912人

面積

67.24km²

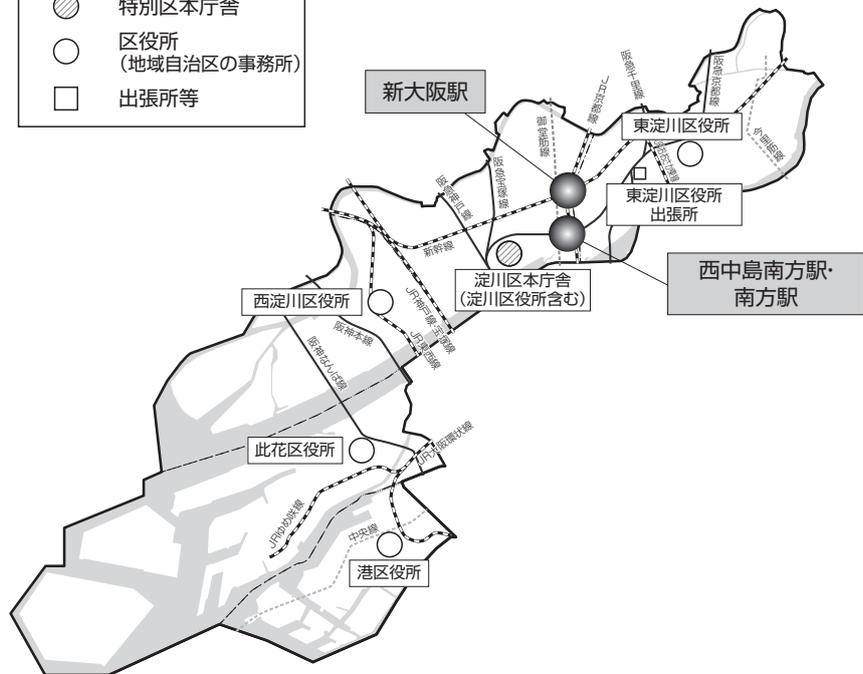
本庁舎(主たる事務所)

現 淀川区役所

区議会議員の定数

18人

- 地下鉄
- 私鉄
- JR
- 特別区本庁舎
- 区役所 (地域自治体の事務所)
- 出張所等



※ 各区役所・出張所等は
窓口サービスなどを引き続き実施します。

淀川区の主要統計

人口等

(H27国勢調査等)

人口	将来推計人口(R17)	昼間人口
595,912人	529,281人	666,995人
年齢別人口比		
(15歳未満)	(15~64歳)	(65歳以上)
11.2%	64.4%	24.4%
世帯数	昼夜間人口比	面積
300,980世帯	112%	67.24km ²

産業

(H28経済センサス等)

全産業	
(総生産額)	(企業本社数)
2兆5,099億円	17,161社
商業販売額	商業事業所数
4兆9,859億円	5,124カ所
工業出荷額	工業事業所数
1兆6,347億円	1,146カ所

子育て・教育

(H30大阪市学校基本調査)

保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学
99カ所	31園	66校	29校	17校	4校

Ⅱ 北区



区域(現行政区)

北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区

人口(H27国勢調査)

749,303人

面積

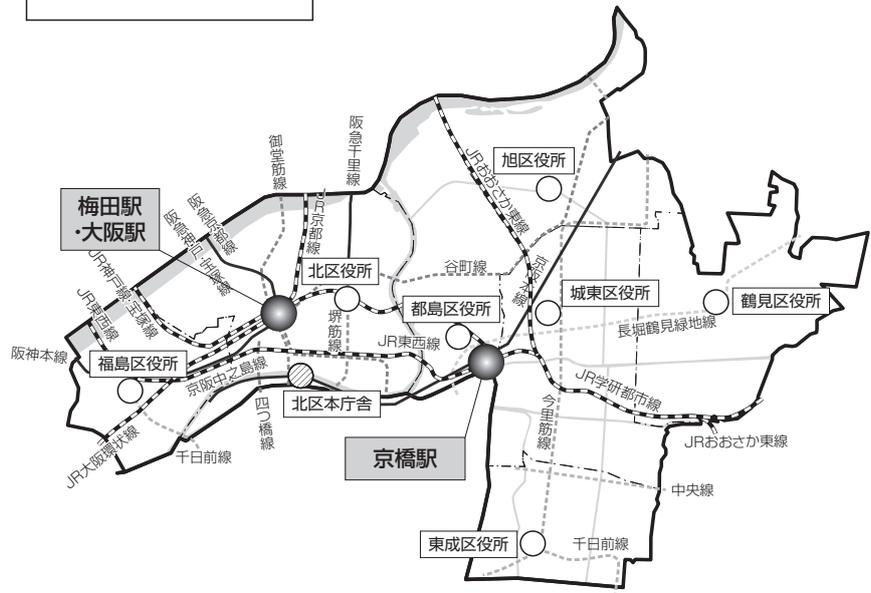
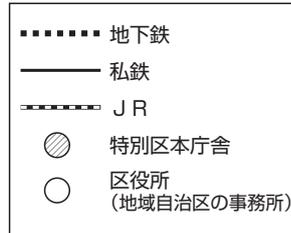
48.50km²

本庁舎(主たる事務所)

現 大阪市本庁舎

区議会議員の定数

23人



※ 各区役所は
窓口サービスなどを引き続き実施します。

北区の主要統計

人口等

(H27国勢調査等)

人口	将来推計人口(R17)	昼間人口
749,303人	702,303人	1,010,815人
年齢別人口比		
(15歳未満)	(15~64歳)	(65歳以上)
11.8%	64.6%	23.6%
世帯数		
369,437世帯	昼夜間人口比	面積
	135%	48.50km ²

産業

(H28経済センサス等)

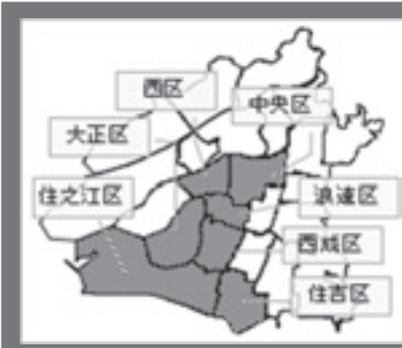
全産業	
(総生産額)	(企業本社数)
6兆0,888億円	32,150社
商業販売額	
14兆2,889億円	10,155カ所
工業出荷額	
7,105億円	1,333カ所

子育て・教育

(H30大阪市学校基本調査)

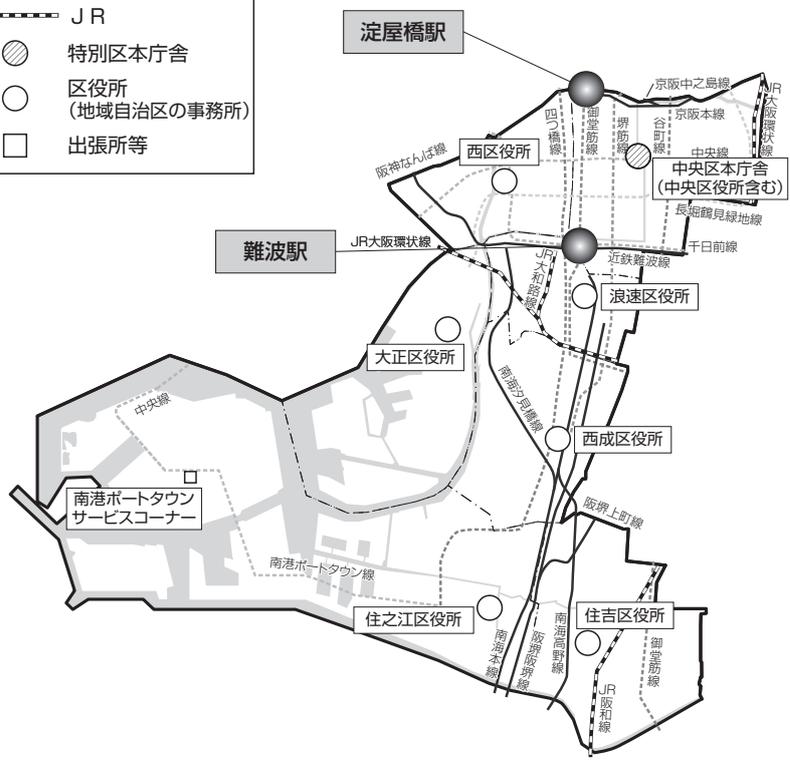
保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学
126カ所	48園	79校	37校	16校	3校

Ⅲ 中央区



区域(現行政区)
中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区
人口(H27国勢調査)
709,516人
面積
65.28km ²
本庁舎(主たる事務所)
現 中央区役所
区議会議員の定数
23人

- 地下鉄
- 私鉄
- - - - JR
- 特別区本庁舎
- 区役所 (地域自治体の事務所)
- 出張所等



※ 各区役所・出張所等は
窓口サービスなどを引き続き実施します。

中央区の主要統計

人口等 (H27国勢調査等)		
人口	将来推計人口(R17)	昼間人口
709,516人	623,666人	1,202,077人
年齢別人口比		
(15歳未満)	(15~64歳)	(65歳以上)
10.0%	64.2%	25.8%
世帯数	昼夜間人口比	面積
385,835世帯	169%	65.28km ²

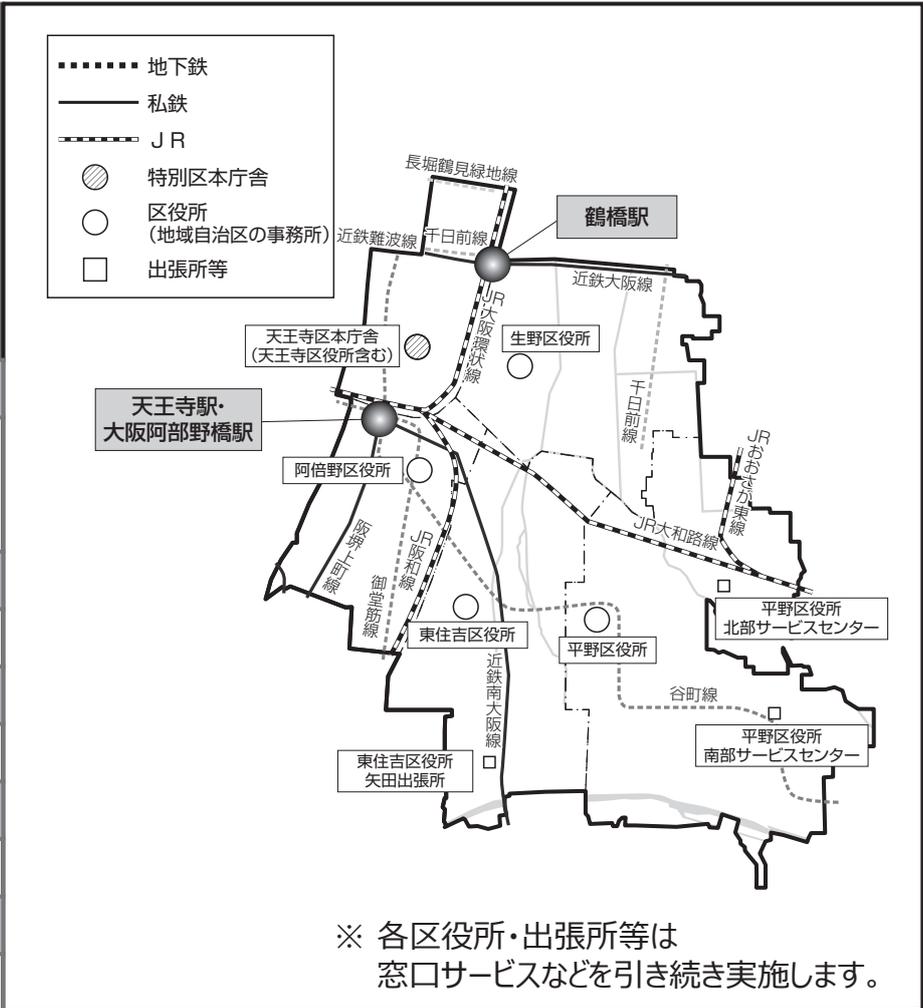
産業 (H28経済センサス等)	
全産業	
(総生産額)	(企業本社数)
9兆1,994億円	39,310社
商業販売額	商業事業所数
20兆4,298億円	14,590カ所
工業出荷額	工業事業所数
8,014億円	942カ所

子育て・教育 (H30大阪市学校基本調査)					
保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学
118カ所	47園	75校	43校	24校	5校

IV 天王寺区



区域(現行政区)
天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区
人口(H27国勢調査)
636,454人
面積
44.22km ²
本庁舎(主たる事務所)
現 天王寺区役所
区議会議員の定数
19人



天王寺区の主要統計

人口等 (H27国勢調査等)		
人口	将来推計人口(R17)	昼間人口
636,454人	554,067人	663,562人
年齢別人口比		
(15歳未満)	(15~64歳)	(65歳以上)
11.7%	60.9%	27.4%
世帯数		面積
298,541世帯	昼夜間人口比	44.22km ²
	104%	

産業 (H28経済センサス等)	
全産業	
(総生産額)	(企業本社数)
1兆1,228億円	23,385社
商業販売額	商業事業所数
1兆8,590億円	6,466カ所
工業出荷額	工業事業所数
5,350億円	1,605所

子育て・教育 (H30大阪市学校基本調査)					
保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学
100カ所	50園	76校	46校	30校	7校

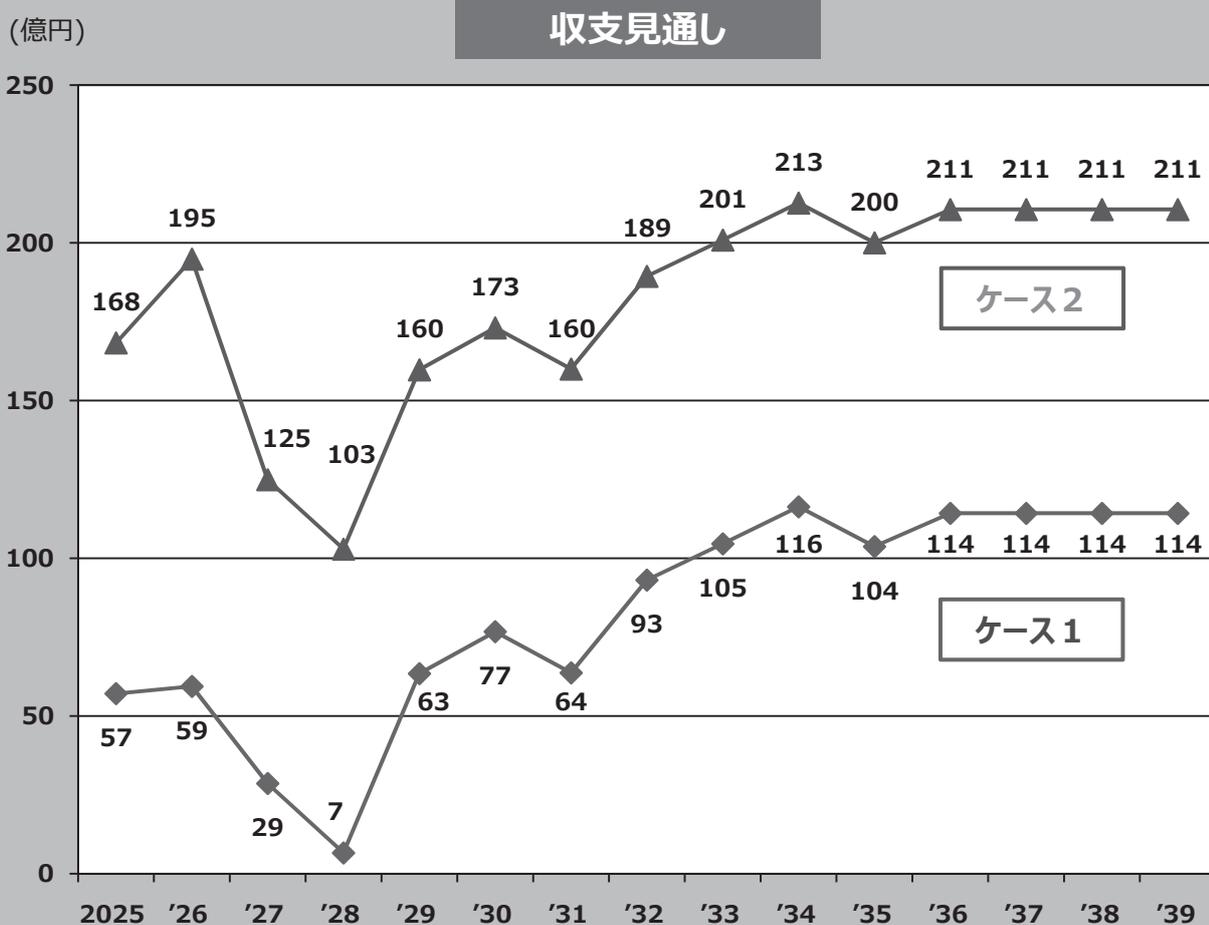
【3】特別区の財政シミュレーション

特別区の財政シミュレーション

- 特別区の財政運営が将来的に成り立つのかを検証するため、財政シミュレーションを作成しました。
- この財政シミュレーションの結果では、特別区の収支不足は発生しませんでした。

特別区全体

※ 数値は一般財源ベース



※ この推計は、税収の伸び率など一定の前提条件をおいたうえで行った粗い試算であり、相当の幅をもって見る必要があります。

ケース1

市税等の増収分は、100%地方交付税が減少するものとして推計

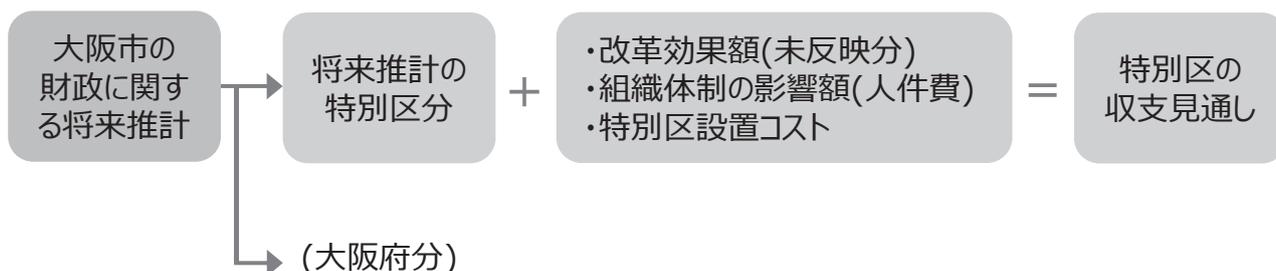
ケース2

市税等の増収分のうち、75%は地方交付税が減少し、25%は収支に寄与するものとして推計

財政シミュレーションを行うにあたって

(1) 算定方式

- 大阪市の財政に関する将来推計を事務分担等に基づいて特別区分と大阪府分に分け、改革効果額等を加味し、特別区設置後の収支見通しを作成しています。



改革効果額 (未反映分)	2011(平成23)年以降の大阪府・大阪市の改革の取組みのうち、地下鉄、一般廃棄物等の経営形態の見直しや、港湾、試験研究機関等の統合などの財政的効果を試算のうえ、大阪市の財政に関する将来推計に未反映の財政的効果額を算定
組織体制の影響額 (人件費)	大阪市の財政に関する将来推計に未反映の組織体制の構築に伴う財政的影響額を反映
特別区設置コスト	特別区設置に係るイニシャルコスト・ランニングコストを算定

(2) 前提条件

- 財政シミュレーションの基礎となる大阪市の財政に関する将来推計は、大阪市「今後の財政収支概算(粗い試算)」(2018(平成30)年2月版)の数値を使用しています。
- 国の地方財政制度による歳入の影響については相当の幅を見込むこととして、地方交付税の推計値は左ページのとおり、2つのケース「ケース1」と「ケース2」を示しています。

【4】參考資料

特別区の設置による経済効果

〔 学校法人嘉悦学園試算による 〕

- 協議会での議論に資するよう、特別区設置による経済効果を定量的に推計するため、経済に関する専門的な知見を有する事業者に調査を委託しました。
- 事業者において、「政策効果分析」「マクロ計量経済モデル」という2つの学術的なアプローチの試算が行われました。

＜経済効果の試算＞

- ・ 政策効果分析では、現状の大阪市は大きすぎることから、特別区導入により適正な人口規模に近づけることで、**10年間で累計約1.1兆円の「特別区の財政効率化効果」**が発現します。
- ・ マクロ計量経済モデルでは、「特別区の財政効率化効果」の一部を財源として、追加的な社会資本整備が行われたと仮定し、**10年間で累計約0.5兆円～1.1兆円の「実質域内総生産」**が発現します。

政策効果分析による試算

※ 以下に記載の金額はいずれも10年間の累積効果

特別区の財政効率化効果	1兆1,040億円 ～ 1兆1,409億円
二重行政解消による財政効率化効果	39億円 ～ 67億円 病院と大学を対象に効果額を試算
府市連携による社会資本整備の経済効果	4,867億円 地下鉄中央線延伸、JR桜島線延伸、なにわ筋連絡線・新大阪連絡線を対象に効果額を試算

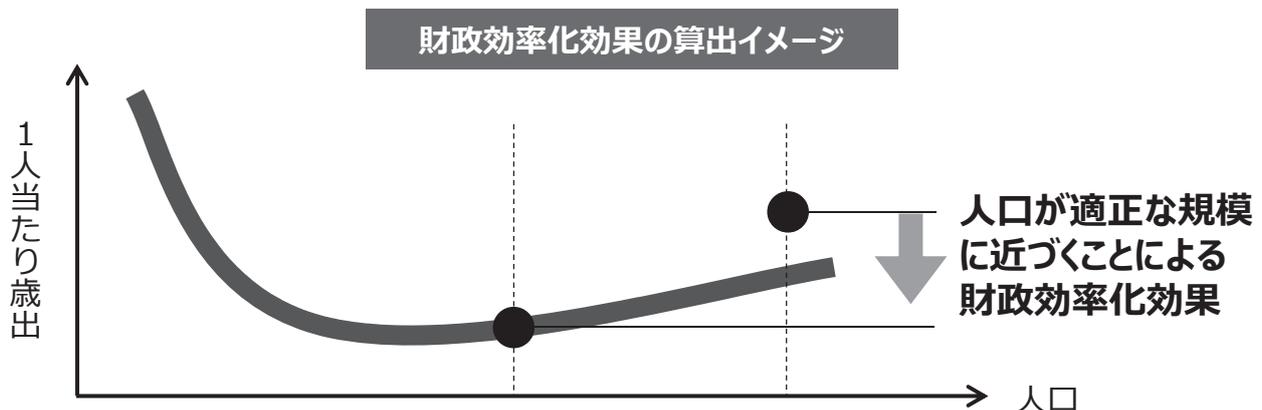
マクロ計量経済モデルによる試算

実質域内総生産 (波及効果を含めた効果)	5,033億円 ～ 1兆 506億円 (5,515億円 ～ 1兆1,511億円)
-------------------------	---

※ 「政策効果分析」と「マクロ計量経済モデル」については、単純に比較できるものではありません。また、試算結果については幅をもって見る必要があります。

《参考》

- 上記の「特別区の財政効率化効果」は、人口規模が大きくなりすぎると、きめ細やかな公共サービス需要が捉えられず、不必要な施策が行われ無駄が発生し、住民1人当たりの行政費用(歳出)が増加する(1人当たり歳出がU字形になる)という先行研究に基づいて試算が行われています。



皆さんからよくある質問にお答えします

問1 特別区になっても住民サービスは維持されるの？

答1 **大阪市の住民サービスの水準をそのまま特別区に引き継ぎます。**

特別区設置の際、特色ある住民サービス(敬老パス、塾代助成、こども医療費助成など)についても維持することを協定書(案)に明記しています。

問2 これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるの？

答2 特別区の設置により、**税金や水道料金が高くなることはありません。**

大阪市税は特別区税と大阪府税にその納め先が分かれ、水道事業は大阪府が担うこととなりますが、そのことによって税金や料金が変わるものではありません。

問3 居住区と違う区の保育所に通っているけれど、別の特別区になった場合、退所しないといけないの？

答3 **住民の皆さんのご利用に支障がないよう、設置準備期間中に調整していきます。**

保育所入所基準は各区がそれぞれ設定しますが、区間の入所調整が必要な事項については、区間で協定を結ぶなどの連携手法等について、調整していきます。

問4 淀川区や天王寺区の職員が中之島庁舎に勤務して、災害対応ができるの？

答4 **特別区の職員は、配置先の区域の内・外にかかわらず、特別区地域防災計画に定められた役割に基づき、災害対応に取り組みます。**

災害発生時には、4つの特別区がそれぞれ区長を本部長とする特別区災害対策本部を設置して対応します。

各区役所(地域自治区の事務所)においても、この対策本部のもと、現在の区役所と同様に、住民等の安全確保や支援に向け、被災現場の対応に取り組みます。

問5 特別区制度は、大阪府の赤字を解消するために大阪市の財源を使うことが目的なの？

答5 特別区制度は、大阪の成長と豊かな住民生活の実現をめざし、大阪府・大阪市を再編するものであり、**大阪府の赤字を解消するためのものではありません。**

なお、大阪府の実質収支は2008(平成20)年度以降11年連続で黒字を維持しています。

問6 大阪市民の税金は、これまでどおり大阪市民のために使われるの？

答6 現在の大阪市の事務を特別区と大阪府で役割分担することになり、その分担に応じた財源として住民の皆さんが納める税金が特別区と大阪府に配分されます。

大阪府に配分される財源は、**現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事務に使われます。**

大阪府に特別会計(専用の会計)を設け、透明性を確保します。

問7 運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きをしないとけないの？

答7 設置準備期間中に、**住民の皆さんにできる限り手続きをしていただく必要がないように関係機関と調整します。**

なお、これまでの市町村合併の事例では、公的な住所表示の変更手続のうち、運転免許証や国民健康保険証などについて必要はありませんでした。

問8 大阪市はなくなるの？

答8 大阪市役所、自治体としての大阪市はなくなりますが、特別区の設置により、**これまでの住民サービスや地域のコミュニティがなくなることはありません。**

問9 これまでの町会や地域の行事はなくなるの？

答9 特別区の設置により**町会や地域で行われてきた行事がなくなるものではありません。**

問10 大阪府は大阪都に名称が変更になるの？

答10 法令の適用上は、都とみなされますが、名称は現在と同じ大阪府のままです。大阪都となるためには、別に法律で定める必要があります。

特別区設置の住民投票で賛成多数となれば、大阪府から大阪都への名称変更に向けて取り組んでいきます。

✓ 特別区とは

特別区とは、一般の市と同じように、市民に近い行政を担う基礎的な自治体です。
また、大阪府とは、法令上の権限は重なりません。
特別区は、市民の皆さんにより選挙で選ばれた区長や区議会議員で運営され、条例制定や課税、予算編成などの権限を持ち、それぞれの区で独自の施策を行うことができます。

(行政区(皆さんがお住まいの区)とは)

皆さんがお住まいの行政区は、政令指定都市内に事務処理のために設置されたもので、区長は市長が任命する職員であり、議会を区ごとには設置することができません。
また、条例制定や課税、予算編成などの権限を持っていません。

(政令指定都市とは)

政令指定都市は、国の政令で指定する人口50万人以上の市で、一般的な市や中核市が行う事務を超えた大阪府事務(例：児童相談所の設置など)も行うことができる自治体のことです。
(例：大阪市、堺市など)

(中核市とは)

中核市は、国の政令で指定する人口20万人以上の市で、一般的な市が行う事務を超えた事務(例：保健所の設置など)を行うことができる自治体のことです。
(例：豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市など)

✓ 協定書とは

特別区設置協定書は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、特別区の設置の日や区の名称及び区域、さらには事務の分担など、特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものです。

A series of horizontal dotted lines for writing.

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

ご意見の受付

特別区制度(案)についてのご意見は、郵送・ファックス・電子メールでも受け付けています。詳しくは下記お問い合わせ窓口へご連絡いただくか、ホームページをご覧ください。

(ホームページアドレス)

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000496164.html>



特別区に関するお問い合わせ窓口

大阪府・大阪市副首都推進局(問い合わせ担当)

TEL/06-6208-8989

FAX/06-6202-9355

協議会の詳細な開催状況は、大阪府・大阪市のホームページからご覧になれます。

